

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画佛教大学広沢地区地区計画を次のように変更する。

名	称	佛教大学広沢地区地区計画
位	置	京都市右京区嵯峨広沢西裏町の一部
面	積	約 2.4ヘクタール
地区計画の目標		<p>当地区は、京都市嵯峨地区のほぼ中心部に位置し、東側に広沢池、西側には大覚寺が控える風光明媚な場所である。当地区には、佛教大学教育学部の施設が立地しており、主として幼児・初等教育に携わる人材の育成が行われている。</p> <p>当地区において、建築物及び土地利用に対する規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和を念頭におきつつ、学術研究機能及び幼児・初等教育者の育成機能並びに地域の保育環境の更なる充実を図る。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>大学施設等の整備と並行して、敷地内の緑化を誘導するなど、周辺環境と調和した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途を大学施設、幼稚園及び保育所に限定することにより、用途の混在を防止する。また、建蔽率、容積率、壁面の位置及び垣又は柵の構造に制限を加えることにより、良好な大学構内環境の形成と周辺環境との調和を図る。</p>

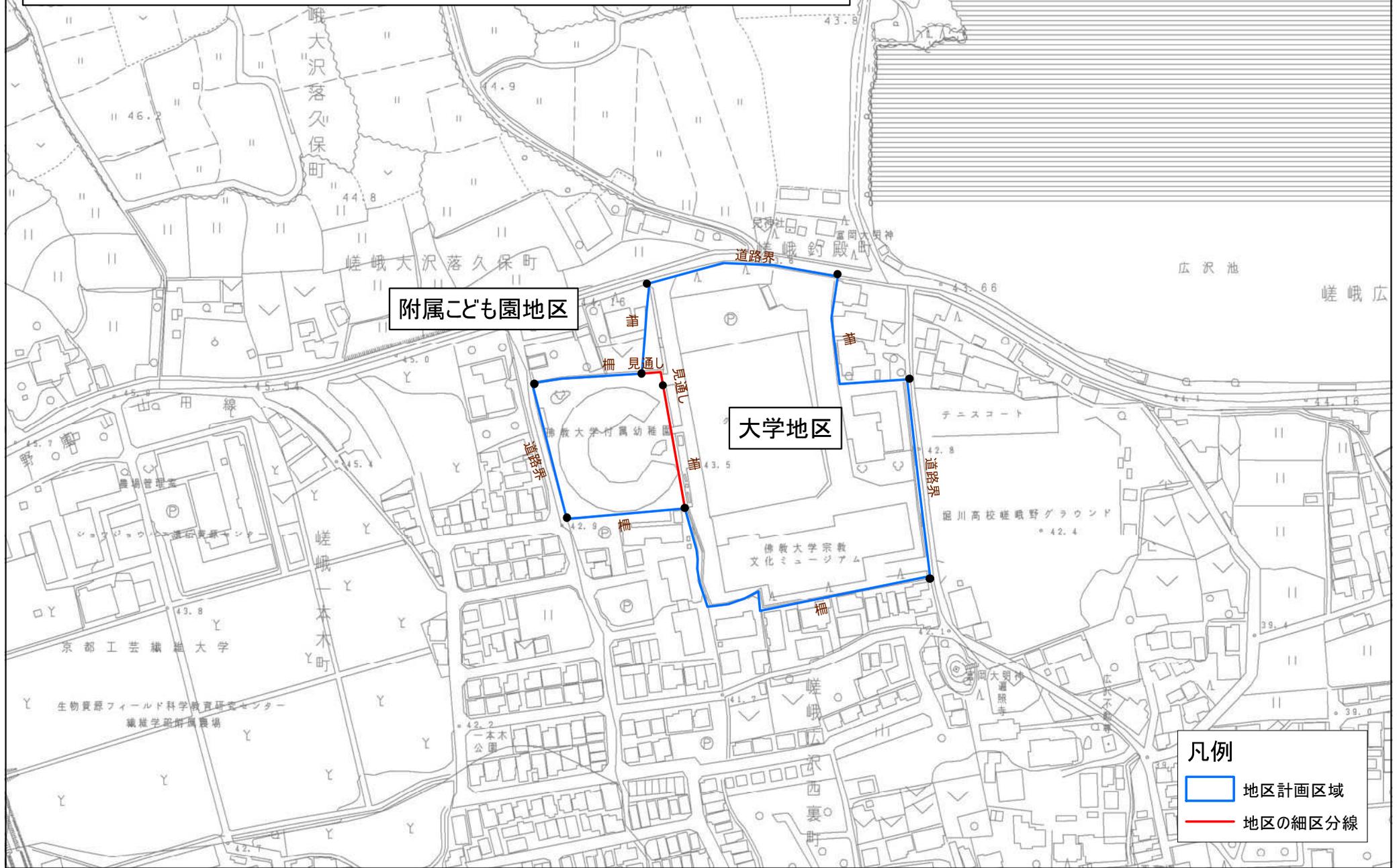
地区 整備 に 関 す る 計 画 事 項 備 考	地区 の 区 分	地区の名称	大学地区	附属こども園地区
		地区の面積	約 1.9ヘクタール	約 0.5ヘクタール
	建築物等の 用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 大学施設 (2) 幼稚園 (3) 保育所 (4) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物		
	建築物の容積率の 最高限度	10分の8		
	建築物の建蔽率の 最高限度	10分の5		
	壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる 柱の面から府道宇多野嵐山山田線 までの距離の最低限度は20メー トルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる 柱の面から敷地境界線までの距離 の最低限度は2メートルとする。	
		2 建築物の外壁又はこれに代わる 柱の面から敷地境界線（府道宇多 野嵐山山田線との敷地境界線を除 く）までの距離の最低限度は5メ ートルとする。		
		守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの 及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位 置の制限にかかわらず建築することができる。		
	建築物等の高さの 最高限度	建築物の軒高は10メートル以下とする。		
	垣又は柵の 構造の制限	敷地境界線に沿って垣又は柵を設置する場合には、可能な限り、生垣等 により緑化を推進することとする。		
備 考				

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、周辺の住環境及び景観と調和した良好な市街地環境の形成を図りつつ、佛教大学が培ってきた幼児・初等教育のノウハウを活かし、保育教育の環境を拡充することにより、学術研究機能及び幼児・初等教育者の育成機能並びに地域の保育環境の更なる充実を図るため、地区計画を変更するものである。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更(京都市決定)
佛教大学広沢地区地区計画 計画図(縮尺1/2,500)



附属こども園地区

大学地区

凡例

-  地区計画区域
-  地区の細区分線